

しかし、**労災の年金の受給権は消滅しません。**
その後受給権はおばあちゃんに移ります。これが労災独特の「**転給**」という制度です。
金額は、お父さんの給付基礎日額(給料1日分)×201日分です。
この金額は、同居している受給資格者であるおばあちゃんの分も勘定されています。
しかし、あや子ちゃんが高校を卒業後は、おばあちゃんお1人が受給権者となりますので、1人分の153日分の遺族補償年金がおばあちゃんに支給されることとなります。

この、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族補償年金全て満額もらえるか、というところはわからないのです。
もうひとつの併給(ダブルでもらう場合ですね)の原則というのがあります。
それは、社会保険満額、労災減額という原則です。

この場合、遺族基礎年金、遺族厚生年金は満額でもらえますが、労災からの遺族補償年金は減額となります。

★年金トピックス～年金基礎知識～その16～

何事にも届というものがあります。

いまこういう状態ですよということを年に1回報告するわけです。

社会保険の場合、毎年誕生日末までに現況届を提出しなければなりませんでしたが、今年の秋から順次住民基本台帳とリンクするため提出は不要となります。

労災の場合にも似たような制度があります。
但し、労災の場合は被災労働者の生年月日により6月か10月に定期報告書を提出することになります。

この届を提出しないと、年金の支給が差し止められる場合もありますので
要注意です。

~~~~~編集後記~~~~~

6月に入って、雇用保険の保険料率の引き下げが検討されているというニュースがありました。  
この秋から少し保険料が安くなるみたいで  
給与所得者と事業主さんには  
朗報ですね。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
